

○長崎県病院企業団看護師大学院修学支援資金貸与条例施行規則

平成25年4月1日
長崎県病院企業団規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県病院企業団看護師大学院修学支援資金貸与条例(平成25年長崎県病院企業団条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第2条 条例第2条の規定により修学支援資金の貸与を受けようとする者は、看護師大学院修学支援資金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて企業長に提出しなければならない。

- (1) 大学院の修士課程入学後1年を経過しない者については、当該大学院の院長等が発行する在学証明書
- (2) 大学院の修士課程入学後1年以上を経過している者については、当該大学院の院長等が発行する成績証明書
- (3) 保健所又は公的医療機関が発行する健康診断書
- (4) 戸籍抄本
- (5) 連帯保証人となるべき者の保証書(様式第2号)
- (6) その他企業長が必要と認める書類

(貸与の決定及び通知)

第3条 企業長は、前条の申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、修学支援資金の貸与を決定し、看護師大学院修学支援資金貸与決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(借用証書)

第4条 前条の規定により修学支援資金の貸与の決定を受けた者は、看護師大学院修学支援資金借用証書(様式第4号)を企業長に提出しなければならない。

(修学支援資金の貸与)

第5条 修学支援資金のうち、条例第3条第1項に掲げる経費で、入学金は貸与開始年度当初に、修学補助費は毎月貸与する。

(連帯保証人)

第6条 条例第4条第1項の規定により貸与を受けようとする者が立てなければならない連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

- 2 前項の連帯保証人のうち1人は、父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

(貸与の取消し及び停止の通知)

第7条 企業長は、条例第5条の規定により、修学支援資金の貸与を取り消し、又は停止したときは、看護師大学院修学支援資金貸与取消通知書(様式第5号)又は看護師大学院修学支援資金貸与停止通知書(様式第6号)により看護大学院修学生(条例第5条第1項第1号に該当して取り消したときは、前条第2項に掲げる者)に通知するものとする。

(返還免除)

第8条 条例第6条又は第8条の規定により修学支援資金の返還の免除を受けようとする者は、看護師大学院修学支援資金返還免除申請書(様式第7号)を企業長に提出しなければならない。

- 2 企業長は、前項の申請をした者に対し、修学支援資金の返還免除を決定したときは、看護大学院修学支援資金返還免除通知書(様式第8号)により当該申請者に通知するものとする。

(在職期間の計算)

第9条 条例第6条及び第7条の在職期間を計算する場合においては、企業団病院の職員となっ

た日の属する月から、企業団病院の職員でなくなった日の属する月までを算入するものとする。
この場合において、企業団病院の職員でなくなった月に再び企業団病院の職員となったときは、その月を1月として算入するものとする。

- 2 前項の規定による在職期間を計算する場合において、当該期間中に休職、停職、育児休業又は自己啓発等休業（以下「休職等」という。）の期間があるときは、休職等の期間の開始する日の属する月から休職等の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職等の期間の終了した月において、再び休職等の期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。
- 3 第1項の規定による在職期間を計算する場合において、当該期間中に育児短時間勤務をした期間があるときは、育児短時間勤務をした月数の合計に、「1週間当たりの通常の勤務時間数（38時間45分）」分の「実際に勤務した1週間当たりの時間数」を乗じて得た月数を在職期間とする。この場合、算出した月数に1月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。
- 4 前項の場合、育児短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は1月在職したものとみなす。
- 5 育児休業期間が満了した日の翌日から育児短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中であるときは、当該日の属する月は在職期間から控除するものとする。

（返還債務の裁量免除）

第10条 企業長は、看護大学院修学生の企業団病院での職員としての在職期間が条例第6条第1号の期間（以下「必要勤務期間」という。）に達しなかった場合で、看護大学院修学生がやむを得ない理由により退職したときは、企業団病院に在職した期間を必要勤務期間で除して得た数に、貸与された修学支援資金の額を乗じて得た額の返還を免除することができる。

（学業成績表の提出）

第11条 看護大学院修学生は、前年度末における学業成績表を毎年4月15日までに企業長に提出しなければならない。

（修了証書の提出）

第12条 看護大学院修学生は、在学する大学院の修士課程を修了した場合は、直ちに修了証書の写しを企業長に提出しなければならない。

（届出）

第13条 看護大学院修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を企業長に届け出なければならない。

- （1）氏名または住所を変更したとき。
- （2）退学したとき。
- （3）修学に堪えない程度の心身の故障が生じたとき。
- （4）休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- （5）復学したとき。
- （6）連帯保証人の氏名、住所に変更があったとき、又は連帯保証人が死亡したとき、若しくは破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき。

（修学支援資金の債権管理）

第14条 企業長は、債権管理簿を作成し、債権の管理を行うものとする。

2 債権管理の方法は、長崎県の例による。

（定めのない事項）

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

年 月 日

長崎県病院企業団企業長 様

本籍地
住 所
電 話
氏 名
性 別 男・女 年 月 日 印 日生

看護師大学院修学支援資金貸与申請書

看護師大学院修学支援資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与決定後は、長崎県病院企業団看護師大学院修学支援資金貸与条例及び長崎県病院企業団看護師大学院修学支援資金貸与条例施行規則に定められた事項を遵守することを誓います。

記

1. 貸 与 総 額 金 円也
2. 貸 与 期 間 年 月から 年 月まで（ か月）
3. 在学している大学院
4. 修 士 課 程 名
5. 入 学 年 月 日 年 月 日
6. 修 了 予 定 年 月 年 月

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

長崎県病院企業団企業長 様

連帯保証人	住所			
	職業			
	氏名			印
		年	月	日生
	本人との関係			
連帯保証人	住所			
	職業			
	氏名			印
		年	月	日生
	本人との関係			

保 証 書

下記の者が看護師大学院修学支援資金の貸与を受けたうえは、その連帯保証人となり、長崎県病院企業団看護師大学院修学支援資金貸与条例及び長崎県病院企業団看護師大学院修学支援資金貸与条例施行規則に従い、下記の者と連帯して債務を負担します。

記

在学している大学院名

住所			
氏名			
	年	月	日生

（注） この保証書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長の証明書を添付すること。

年 月 日

様

長崎県病院企業団企業長 印

看護師大学院修学支援資金貸与決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度看護師大学院修学支援資金の貸与については、
下記のとおり決定したので通知します。

記

決定番号 第 号

大学院名

貸与金額 金 円也

貸与期間 年 月から 年 月まで

様式第4号（第4条関係）

看護師大学院修学支援資金借用証書

年 月 日

長崎県病院企業団企業長 様

決定番号	第	号	
借受人	住所 氏名		印
連帯保証人	住所 氏名		印
連帯保証人	住所 氏名		印

長崎県病院企業団看護師大学院修学支援資金貸与条例に基づく 年度看護師大学院修学
支援資金を次のとおり借用します。

借用金額 金 円

貸与期間 年 月から 年 月まで

（注）連帯保証人の押印する印章は、印鑑証明のあるものとする。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日	
様	
長崎県病院企業団企業長 印	
看護師大学院修学支援資金貸与取消通知書	
長崎県病院企業団看護師大学院修学支援資金貸与条例第5条の規定により、 看護師大学院修学支援資金の貸与を取り消す。	
取消年月日	年 月 日

様式第6号（第7条関係）

年 月 日	
様	
長崎県病院企業団企業長 印	
看護師大学院修学支援資金貸与停止通知書	
長崎県病院企業団看護師大学院修学支援資金貸与条例第5条の規定により、 看護師大学院修学支援資金の貸与を一時停止する。	
停止年月日	年 月 日 から

年 月 日	
長崎県病院企業団企業長 様 決定番号 第 号 住 所 氏 名 印 看護師大学院修学支援資金返還免除申請書 下記のとおり、看護師大学院修学支援資金の返還の免除を申請します。 記	
貸 与 総 額	円
返 還 未 済 額	円
返還免除を受けようとする額	円
大学院修士課程修了年月日	年 月 日
在職した企業団病院の名称 及び在職期間	病 院 の 名 称
	在 職 期 間 年 月 日～ 年 月 日
休業、休職、停職の期間	休業、休職、停職の別
	期 間 年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日
年 月 日～ 年 月 日	年 月 日
免除を申し出る理由	

- (注) 1 心身の故障の著しい障害の場合は、医師の診断書を添付すること。
 2 死亡した場合は、死亡したことを証明する書類を添付して遺族が申請すること。

年 月 日	
様	
長崎県病院企業団企業長 印	
看護師大学院修学支援資金返還免除通知書	
長崎県病院企業団看護師大学院修学支援資金貸与条例第6条（第8条）の規定により、下記のとおり看護師大学院修学支援資金の返還を免除する。	
記	
貸 与 総 額	円
返 還 済 金 額	円
返 還 未 済 額	円
返 還 免 除 額	円

